別添３

肉用牛・酪農重点化枠により実施する事業

第１　事業の内容

肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるために肉用牛・酪農重点化枠を設け、施設整備事業（別紙１の第１の１の施設等の整備及び同２の家畜の導入をいう。以下同じ。）、機械導入事業（別紙２の第１の１の畜産経営等強化支援事業をいう。以下同じ。）及び実証支援事業（別紙３の第１の１の畜産クラスター実証支援事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施することができるものとする。

肉用牛・酪農重点化枠の事業メニュー、取組内容及び要件は別表１のとおりとする。

第２　肉用牛・酪農重点化枠における特例

１　施設整備事業

施設整備事業については、別紙１に準ずるものとし、第３の１の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に限り支援対象とするものとする。

（１）施設等の整備における特例

別紙１の第１の１の施設等の整備の対象に、地域活性化施設を加え、この場合の補助対象の基準及び補助率については別表２のとおりとする。

（２）家畜の導入における特例

別紙１の第１の１の（１）の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ畜産クラスター計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、補助対象基準及び補助率については、別紙１の別表１の区分の欄の２の家畜の導入に関する補助対象基準及び補助率の欄に掲げる規定を準用する。この場合において、補助対象基準の欄の２中「別紙１の第５の２の者に貸し付ける」とあるのは、「別添３の第２の１の（２）の者に対する補助対象となる」と読み替えることができるものとし、読み替えるときは、同欄の３のアは適用しないものとする。

２　機械導入事業

機械導入事業については、別紙２に準ずるものとし、第３の１の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に必要な機械導入に限り支援対象とするものとする。

３　実証支援事業

実証支援事業については、別紙３に準ずるものとし、第３の１の畜産クラスター計画に位置付けられた取組に限り支援対象とするものとする。

第３　事業の実施

１　肉用牛・酪農重点化枠により事業を実施する場合にあっては、畜産クラスター計画において、別表１に示す事業メニュー及び取組内容ごとに地域システムの核となる施設の利用、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果を記載するものとする

２　１の記載に当たっては、目的欄に現状水準に係る取組状況を記載するとともに、期待される効果の欄に目標水準に係る目標を記載するものとする。

別表１（第１関係）

<table>
<tr><th colspan="2">事業メニュー</th><th>取組内容</th><th>要件</th></tr>
<tr><td>１　肉用牛</td><td>（１）地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築</td><td>以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。
（１）飼料生産業務、ほ育・育成業務、繁殖業務の全て又はいずれかを外部化又は分業化する取組
（２）上記（１）に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組
（３）飼養管理の適正化のため、以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査
ア　繁殖技術（受胎率、分娩間隔等）の向上
イ　ほ育・育成技術の改善による事故率の低減
ウ　その他繁殖雌牛の増頭に資する実証</td><td rowspan="3">１　現状水準
以下の（１）から（10）までのうち４つ以上の取組が行われていること。
（１）飼料生産の外部化
取組に参画する構成員が、飼料生産を専業的に行う外部支援組織（ＴＭＲセンター、コントラクター等）を利用していること。
（２）ほ育・育成の外部化
取組に参画する構成員が、ほ育・育成を専業的に行う外部支援組織（キャトルステーション、育成牧場等）を利用していること。
（３）繁殖・分娩管理の外部化
取組に参画する構成員が、分娩管理を専業的に行う外部支援組織（キャトルブリーディングステーション、繁殖センター等）を利用してること。
（４）繁殖肥育の地域内一貫生産
取組に参画する構成員が、繁殖肥育の一貫生産（複数の構成員による地域の取組も含む）に取り組んでいること。
（５）放牧
取組に参画する構成員が、放牧を実施していること。
（６）交雑種雌牛を活用した一産取り肥育
取組に参画する構成員が、交雑種雌牛を活用した一産取り肥育を実施していること。
（７）発情発見装置等の省力化機械の普及・定着
取組に参画する構成員が、発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械を導入していること。
（８）衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理
取組に参画する構成員を含み、地域として、衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいること。
（９）耕畜連携
取組に参画する構成員が、地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育の拡大）</td><td>以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。
（１）交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の取組
（２）上記（１）により生産された和子牛のほ育・育成体制の構築又はスモール市場取引の活性化を図る取組
（３）一産取り肥育技術の確立のための実証・調査</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）ＩＣＴの活用推進</td><td>以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。
（１）発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械の普及・定着・活用のための取組
（２）上記（１）に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組
（３）省力化機械の有効活用のための実証・調査</td></tr>
</table>

	（４）繁殖・肥育一貫体制の構築	以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 （１）繁殖雌牛を増頭し、一貫生産体制を構築する取組 （２）一貫生産による肥育開始月齢の早期化及び肥育牛出荷月齢の早期化に資する取組 （３）飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア　肥育開始月齢の早期化 イ　肥育牛出荷月齢の早期化 ウ　その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	(10) 継続的な研修生の受け入れ 取組に参画する構成員が、直近５年以内に、研修生を２回以上受け入れた実績を有すること。 ２　目標水準 事業実施年度の翌年度から５年以内に達成する目標として、以下の（１）の計画及び（２）から（４）までのうちいずれか１つの計画を有すること。 （１）繁殖雌牛飼養頭数の増加 取組に参画する構成員が、繁殖雌牛の飼養頭数を５％以上増頭すること。 （２）繁殖雌牛１頭当たりの子牛出荷頭数の増加 取組に参画する構成員を含み、地域の繁殖雌牛１頭当たりの子牛出荷頭数が 0.9 頭以上となること。 ※繁殖雌牛１頭当たりの子牛出荷頭数＝地域の子牛出荷頭数(注１)（自家保留を含む）／地域の繁殖雌牛の飼養頭数(注２) （注１）乳用種への受精卵移植により産出された肉用種子牛は含まない。 （注２）一産取り肥育のレシピエントについては、繁殖雌牛の飼養頭数には含まない。 （３）肥育牛出荷月齢の短縮 取組に参画する構成員を含み、地域の平均肥育牛出荷月齢を３％以上短縮すること。 （４）中心的な経営体の収益性向上 施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が 15%以上向上すること。
２　酪農（乳用牛）	（１）乳用後継牛の確保・育成の推進	以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 （１）性判別精液（受精卵）を活用した乳用後継牛を計画的に増産する取組 （２）地域で計画的に育成体制を構築するための以下のア又はイの取組 ア　個々の農家における自家育成頭数の拡大 イ　ほ育・育成センターを活用	１　現状水準 以下の（１）から（11）までのうち４つ以上の取組が行われていること。 （１）供用期間の延長 取組に参画する構成員が飼養する乳用牛の供用期間が、各都道府県等地域の平均値以上であること。 （２）育成牛の確保 取組に参画する構成員の育成牛飼養頭数の割合が各都道府県等地域の平均以上であること。 ※育成牛飼養頭数の割合＝乳用種雌子

		した育成頭数の拡大 （３）　飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア　飼養管理技術の改善による受胎率の向上や供用期間の延長 イ　ほ育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ　その他乳用後継牛の増頭に資する実証	牛の出生頭数／経産牛の飼養頭数 （３）牛群検定への加入 取組に参画する構成員の牛群検定加入割合が、各都道府県等地域の平均以上であること。 （４）飼養管理技術の改善 代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて取組に参画する構成員に対する改善指導を行っている実績を有すること。 （５）性判別精液（受精卵）の活用 取組に参画する構成員が、性判別精液（受精卵）の活用実績を有すること。 （６）飼料生産の外部化 取組に参画する構成員が、飼料生産を専業的に行う外部支援組織（ＴＭＲセンター、コントラクター等）を利用していること。 （７）ほ育・育成の外部化 取組に参画する構成員が、地域内外のほ育・育成を専業的に行う外部支援組織（キャトルステーション、育成牧場等）を利用していること。 （８）搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着 取組に参画する構成員が、搾乳ロボット等の省力化機械を導入していること。 （９）衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理 取組に参画する構成員を含む地域全体で、衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいること。 (10) 耕畜連携 取組に参画する構成員が、地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいること。 (11) 継続的な研修生の受け入れ 取組に参画する構成員が、直近５年以内に、研修生を２回以上受け入れた実績を有すること。 ２　目標水準 事業実施年度の翌年度から５年以内に達成する目標として、以下の（１）の計画及び（２）から（４）までのうちいず
	（２）分業体制の構築・省力化の推進	以下の（１）から（３）までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 （１）飼料生産業務、ほ育・育成業務のいずれか又は両方を外部化、分業化する取組 （２）（１）に取り組む酪農家における搾乳作業の強化及び生産量の拡大を図るための、以下のア又はイの取組 ア　搾乳ロボットの導入等、効率的な搾乳体系の構築 イ　飼養頭数の拡大又は飼養管理の改善による生乳生産量の増加 （３）飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア　飼料の品質、収量の向上 イ　ほ育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ　効率的な搾乳体系の構築による生乳生産量の増加	

			れか１つの計画を有すること。 （１）生乳生産量の増加 取組に参画する構成員の生乳生産量が、４％以上増加すること。 （２）供用期間の延長 取組に参画する構成員の平均分娩産次又は飼養する経産牛の平均月齢が、各都道府県等地域の平均値を４％以上上回ること。 （３）育成牛の確保 取組に参画する構成員を含む、地域の育成牛飼養頭数の割合が、各都道府県等地域の育成牛飼養頭数の割合を４％以上上回ること。 ※育成牛飼養頭数の割合＝乳用雌子牛の飼養頭数／経産牛の飼養頭数 （４）中心的な経営体の収益性向上 施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が15%以上向上すること。

別表２（第２の１関係）

区分		補助対象基準	補助率
１　施設等の整備			
	（６）地域活性化施設	１　取組の普及、新規就農者や担い手育成のために必要な施設であること。 　ただし、外国人技能実習制度に基づき受け入れている外国人技能実習生の宿泊滞在施設は除く。 ２　整備する施設等は、次のとおりとする。 ア　座学等を行う研修施設 イ　宿泊滞在施設 ウ　その他研修に必要な施設・設備	１／２以内